環境影響評価審查書

5 2

(仮称) 東京航空計器株式会社大井研究所建設事業

| 総括事項

(仮称) 東京航空計器株式会社大井研究所建設事業(以下「本件事業」という。) は、東京航空計器株式会社(以下「事業者」という。) が、足柄上郡大井町山田字かたぶた1,432番地1ほかの面積69,882平方メートルの土地(以下「実施区域」という。) を造成し、そこに航空宇宙機器、情報機器及び産業機器等の研究開発を行うための研究所を建設しようとするものである。

実施区域は、大井町南東部の小田原市境に接する大磯丘陵北西部の西斜面の尾根と沢に挟まれた標高約120メートルから200メートルの南西下がりの緩斜面の丘陵地に位置し、西方に足柄平野が、南方には相模湾が眺望される。また、実施区域の南東約1.5キロメートルにはJR御殿場線上大井駅が、実施区域の西約1キロメートルを南北に流れる菊川沿いの平坦部には水田や畑地等が広がり、その中に住宅地がみられる。

実施区域及びその周辺は、市街化調整区域に指定されており、実施区域内の土地利用状況は、その大半がかんきつ園地再編対策により廃園となったみかん園跡地の雑草地である。このほか地境の急な斜面部にはスギーヒノキ植林が、その外側を包むように尾根沿いに広がるコナラ群落と連たんして比較的まとまった塊をみせており、足柄平野からの緑濃い景観の一部を形成している。

また、実施区域西隣の丘陵地下方部のみかん園地跡地には、本件事業と実施時期をほぼ同じくし、エバラ食品給合研究開発センター建設事業が予定されている。

県が、神奈川の環境の保全と創造を進めるためのガイドラインとして策定した「かながわ環境プラン」では、実施 区域の位置する大磯丘陵地域における環境特性として、「足柄平野に面しているため、景観的に重要な位置を占め て」いるとしており、また、活断層である国府津・松田断層の存在が触れられている。

本件事業は、このような地域において、比較的規模の大きな土地の形状の変更及び建物の建設を行うものであることから、事業の実施に当たっては、次の諸点について十分配慮する必要がある。

まず第一に、建築物と周辺の緑との調和についてである。

実施区域の位置する大磯丘陵の北西部は、足柄平野からの緑豊かな景観を形成しているため、建築物の建設に当たっては、周辺の緑との調和に配慮し、建築物のデザイン及び効果的な緑化計画を検討する必要がある。

第二に、供用後の雨水の流出防止対策の強化についてである。

本件事業では雨水調整池について、地下式構造が採用されているが、その維持管理方法等によっては雨水が適正に 調整池に集水されず、実施区域周辺に流出するおそれがあるので、雨水の流出防止対策に万全を期す必要がある。

第三に、地震に対する安全対策の強化についてである。

実施区域の位置する大磯丘陵西部には、国府津・松田断層が存在するため、事業実施に先立ち、実施区域の地質構造について綿密な調査を行い、結果によっては、施設の配置計画等の見直しを含め、地震に対する安全対策をさらに強化する必要がある。

最後に、本件事業が完了し、研究所等が供用された後に、社会情勢の変動、科学技術の発達及び事業者の経営方針の変更などにより、実施区域における土地利用や研究内容を変更する必要が生じることも十分考えられる。その場合には、事業者は、土地利用や事業内容の変更により生ずる環境影響を事前に予測、評価し、極力、環境影響の少ない方法を採用するよう努める必要がある。

以上、総括的な視点からの調査結果について述べてきたが、各評価項目についての個別的な審査結果は次のとおりである。予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対処する必要がある。

II 個別事項

1 廃棄物 — 一般廃棄物

予測評価書案によれば、造成工事の実施に伴い発生する伐採樹木は、杭材その他に有効利用し、伐根など利用でき

ない部分については、実施区域内で焼却処分するとしているが、伐採樹木の発生量が明らかにされていない。したがって、その発生量を明らかにするとともに、省資源、大気汚染防止等の観点から極力焼却処分は避け、有効利用することを具体的に検討すること。

2 文化財

予測評価書案によれば、実施区域内には埋蔵文化財は存在しないとしているが、実施区域周辺は埋蔵文化財が豊富なことで知られているため、事業実施に当たっては慎重かつ綿密な調査を行うこと。なお、調査の結果、埋蔵文化財が発見された場合には、保存方法について関係機関と十分協議し、適切な措置を採ること。

3 景観

足柄平野からの景観形成上、実施区域のある丘陵は、北側の丹沢山地及び西側の箱根山地とともに、連続する緑豊かな背景として重要な役割を担っている。したがって、このような丘陵の中での建築物の建設に当たっては、周囲の 緑との調和が重要となるため、建築物のデザイン及び効果的な緑化計画を検討すること。

4 その他

(1)雨水排水計画について

子測評価害案によれば、雨水調整池は地下式の構造物であるため、排水方法、排水管の流下能力及び維持管理方法 等によっては雨水が雨水調整池に適正に集水されず、実施区域周辺に流出するおそれがある。したがって、集水方法 等を明らかにしたうえで、雨水の流出防止対策に万全を期すこと。

(2)地震対策について

実施区域を含む神奈川県西部地域は、マグニチュード7クラスの直下型地震の発生の切迫性が指摘され、その影響が予想される地域であり、とりわけ実施区域の位置する大磯丘陵西部は、活断層である国府津・松田断層が存在する。したがって、実施区域の地質構造について綿密な調査を行うとともに、高圧ガスあるいは危険物等の貯蔵及び配管に当たっては、地震時の安全が確保されるよう十分に配慮すること。また、調査の結果、断層の存在が確認された場合には、施設の配置計画等の見直しも含め、地震に対する安全対策を再検討すること。

(3)工事中の対策について

本件事業の造成規模は比較的大きく、また、実施区域に隣接して、エバラ食品総合研究開発センター建設事業が同時期に予定されているため、両事業の工事工程によっては、建設機械による騒音の発生や工事用車両の運行が重なり、周辺に対するこれらの影響が増幅されることが考えられる。したがって、関係事業者間で十分な協議を行い、両事業の同時施工に伴う工事中の影響を極力低減するための対策を検討すること。

また、造成工事中における降雨に伴い発生する濁水については、仮設調整池、仮設沈砂池等で処理するとしているが、これらの容量等によっては、十分な濁水処理が行われないおそれがある。したがって、容量等を明らかにするとともに、工事中に水質測定を実施し、その結果によっては、さらに濁水流出防止対策について検討すること。